

公益財団法人佐々木泰樹育英会

2025年度第2回臨時評議員会

議事録

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項に基づく評議員会決議に関する理事の提案に対し、2026年1月6日までに、評議員全員（7名）から同意を得た。これにより本提案事項は決議があったものとみなされたため、本議事録を作成する。

1. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

提案事項1

別紙（資料1～3）のとおり、中山修宏氏および林政美氏を本財団理事に選任する。

提案事項2

別紙（資料4）のとおり、報酬規程の改定を承認する。ただし、すでに2025年6月に今期の報酬の支払いを受けている理事・監事・評議員に対しては、本改定案第3条及び第4条に定める報酬を今期中は支払わない。また、理事、監事の各年度の報酬総額は150万円を超えないものとする。

提案事項3

別紙（資料5）のとおり、定款の改定を承認する。

2. 提案した理事の氏名

理事長 佐々木泰樹

3. 評議員会の決議があったものとみなされた日

2026年1月6日

4. 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

評議員会長 山本唯倫

以上

2026年1月6日

公益財団法人佐々木泰樹育英会

山本唯倫